## 条件付一般競争入札説明書

### 1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 条件付一般競争入札参加申請書を期限までに提出した者であること。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1ヶ月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てをしている者、若しくは更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 剛)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員 をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 過去10年以内に国土交通省又は地方公共団体の各機関におけるインクライン設備に関する保守点検業務又はインクライン設備工事における受注実績を有する者であること。

## 2 入札参加希望者に求められる事項

- (1) 入札参加希望者は、条件付き一般競争入札参加申請書に平成26年4月1日以降に国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注したインクライン設備に関する保守点検業務又はインクライン設備工事の契約書の写し(条件付一般競争入札参加申請時点で完了している業務に限る。)を添付して、令和7年11月21日(金)午後5時までに5(2)に示す提出先に郵送により提出すること。なお、入札参加資格者は、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 県南広域振興局長は、入札参加希望者が提出した書類の確認を行い、その結果を、令和7年11月26日(水)午後5時までにファクスにより通知するものとする。

# 3 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

## 4 入札執行回数に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付することとし、その回数は初度の入札を含め3回を限度とする。

### 5 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札 参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 〒024-8520 岩手県北上市芳町2番8号(北上地区合同庁舎3階) 県南広域振興局土木部北上土木センター 電話 0197-65-2738 ファックス 0197-63-8378